

工 事 施 工 管 理 基 準
(農業農村整備事業)

平成29年 1月

千葉県農林水産部耕地課

工事施工管理基準

(農業農村整備事業)

目次

第1 土木工事施工管理基準

第1項	土木工事施工管理基準	1
第2項	直接測定による出来形管理	3
1	共通工事	4
2	ほ場整備工事	18
3	農用地造成工事	20
4	農道工事	24
5	水路トンネル工事	34
6	水路工事	38
7	河川及び排水路工事	44
8	管水路工事	48
9	畑かん施設工事	76
10	橋梁工事	78
11	橋梁下部工事	82
12	法面保護工事	88
13	暗渠排水工事	94
14	フィルダム工事	96
15	頭首工工事	100
16	海岸河川工事	102
17	ため池改修工事	104
別表	ア、イ、ウ、エ、オ、カ	108
第3項	撮影記録による出来形管理	119
1	共通工事	120
2	ほ場整備工事	122
3	農用地造成工事	124
4	農道工事	124
5	水路トンネル工事	126
6	水路工事	126
7	河川及び排水路工事	126
8	管水路工事	128
9	畑かん施設工事	130
10	橋梁工事	130
11	橋梁下部工事	130
12	法面保護工事	132
13	暗渠排水工事	132
14	フィルダム工事	132
15	頭首工工事	134
16	海岸河川工事	134
17	ため池改修工事	134
第4項	品質管理	136
1	コンクリート関係	137
2	土質関係	145
3	石材関係	155
4	アスファルト関係	157

5	プレキャストコンクリート製品及び 鋼材関係	163
第5項	施工管理記録様式	169
	(出来形管理関係)	174
	(品質管理関係)	248
	参考資料	254

第2 施設機械工事等施工管理基準

第1編 共通編

第1章 総則

第1節 総則	321
--------	-----

第2章 撮影記録による出来形管理

第1節 撮影記録による出来形管理	327
------------------	-----

第3章 品質管理

第1節 共通	334
--------	-----

第2編 設備別編

第1章 水門設備

第1節 直接測定による出来形管理	340
------------------	-----

1. 河川・水路用水門設備	340
---------------	-----

2. ダム用水門設備	369
------------	-----

第2節 品質管理	394
----------	-----

第2章 ゴム引布製起伏ゲート設備

第1節 直接測定による出来形管理	405
------------------	-----

第2節 品質管理	409
----------	-----

第3章 揚(用)排水ポンプ設備

第1節 直接測定による出来形管理	416
------------------	-----

第2節 品質管理	423
----------	-----

第4章 除塵設備

第1節 直接測定による出来形管理	431
------------------	-----

第2節 品質管理	440
----------	-----

第5章 ダム管理設備

第1節 直接測定による出来形管理	445
------------------	-----

第2節 品質管理	459
----------	-----

第6章 鋼橋上部工設備

第1節 直接測定による出来形管理	461
------------------	-----

第2節 品質管理	473
----------	-----

第7章 水管橋上部工

第1節 直接測定による出来形管理	477
------------------	-----

第2節 品質管理	482
----------	-----

第8章 電気設備

第1節	直接測定による出来形管理	485
第2節	品質管理	493
第9章	水管理制御システム	
第1節	直接測定による出来形管理	508
第2節	品質管理	516
第3編	施工管理記録様式	539

第 1 土木工事施工管理基準

平成 2 9 年 1 月

千葉県農林水産部耕地課

土木工事施工管理基準
目 次

第 1 項 土木工事施工管理基準

第 1 項	土木工事施工管理基準	1
第 2 項	直接測定による出来形管理	3
1	共通工事	4
2	ほ場整備工事	18
3	農用地造成工事	20
4	農道工事	24
5	水路トンネル工事	34
6	水路工事	38
7	河川及び排水路工事	44
8	管水路工事	48
9	畑かん施設工事	76
10	橋梁工事	78
11	橋梁下部工事	82
12	法面保護工事	84
13	暗渠排水工事	94
14	フィルダム工事	96
15	頭首工工事	100
16	海岸河川工事	102
17	ため池改修工事	104
別表	ア、イ、ウ、エ、オ、カ	108
第 3 項	撮影記録による出来形管理	119
1	共通工事	120
2	ほ場整備工事	122
3	農用地造成工事	124
4	農道工事	124
5	水路トンネル工事	126
6	水路工事	126
7	河川及び排水路工事	126
8	管水路工事	128
9	畑かん施設工事	130
10	橋梁工事	130
11	橋梁下部工事	130
12	法面保護工事	132
13	暗渠排水工事	132
14	フィルダム工事	132
15	頭首工工事	134
16	海岸河川工事	134
17	ため池改修工事	134
第 4 項	品質管理	136
1	コンクリート関係	137
2	土質関係	145
3	石材関係	155
4	アスファルト関係	157
5	プレキャストコンクリート製品及	163

び鋼材関係

第5項	施工管理記録様式	169
	（出来形管理関係）	174
	（品質管理関係）	248
	参考資料	254

第 1 項 土木工事施工管理基準

土木工事施工管理基準

第1 目 的

この土木工事施工管理基準(以下、「管理基準」という。)は、千葉県農林水産部所管農業農村整備事業等に係る建設工事のうち県が発注する工事について、その施工に当たっての工事の工程管理、出来形管理及び品質管理の適正化を図るため、受注者が実施する施工管理の基準を定めたものである。

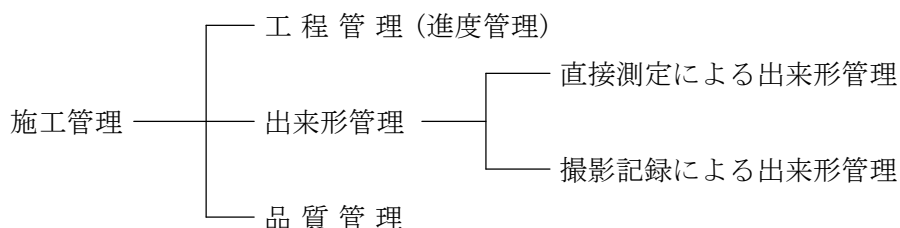
第2 適 用

この管理基準は、千葉県農林水産部が実施する農業農村整備事業等建設工事を請負により施工する場合に適用するもので、この管理基準と特別仕様書が一致しない条項は特別仕様書が優先する。

本管理基準に定める JIS 規格及び各種協会規格が、最新のこれらの規格と異なる場合にあっては、当該最新の規格を適用するものとする。

第3 施工管理の基本構成

施工管理の基本構成は次のとおりとする。



1 工程管理

契約工期を考慮し、工事の施工達成に必要な作業手順及び日程を定めて、工程内容に応じた方式（ネットワーク方式、バーチャート方式等）により工程計画表を作成し、工事実施途中で計画と実績を比較検討の上、必要な処置を講じるものとする。

2 直接測定による出来形管理

工事の出来形を把握するため、工作物の寸法、基準高等の測定項目を施工順序に従い直接測定（以下、「出来形測定」という。）し、その都度、結果を出来形管理方法に定められた方式により記録を行い、常に適正な管理を行うものとする。

3 撮影記録による出来形管理

出来形測定、品質管理を実施した場合、又は施工段階(区切り)及び施工の進行過程が確認できるように、撮影基準等に基づいて撮影記録を行い、常に適正な管理を行うものとする。

4 品質管理

資材等の品質を把握するため、物理的、化学的試験を実施（以下、「試験等」という。）し、その都度、結果を品質管理方法に定められた方式により記録を行い、常に適正な管理を行うものとする。

第4 施工管理の実施

1 施工管理責任者

受注者は、土木工事共通仕様書 第1編共通編 第1章総則 第1節総則 1-1-10 主任技術者等の資格に規定する技術者等と同等以上の資格を有する者を、施工管理責任者に定めなければならない。施工管理責任者は、当該工事の施工管理を掌握し、この管理基準に従い適正な管理を実施しなければならない。

2 施工管理項目

施工管理は、第2項「直接測定による出来形管理」、第3項「撮影記録による出来形管理」、第4項「品質管理」により行うものとする。なお、この管理基準又は特別仕様書に明示されていない事項及び不明な事項については、監督職員と協議するものとする。

3 施工管理の実施と提出内容

施工管理は、契約工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保が図られるよう、工事の進行に並行して、速やかに実施し、測定（試験）等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

なお、提出様式は第5項「施工管理記録様式」を参考に適正な方式を選定するものとする。

4 施工管理上の留意点

- (1) 完成後に明視できない部分又は完成後に測定困難な部分については、完成後に確認できるよう、測定・撮影箇所を増加する等、出来形測定、撮影記録に特に留意するものとする。
- (2) 完成後に測定できないコンクリート構造物の出来形測定は、監督職員の承諾を得て、型枠建込時の測定値によることができるものとする。
- (3) 管理方式が構造図に朱記、併記するものにあつては、規格値を合わせて記載するものとする。
- (4) 施工管理の初期段階においては、必要に応じて測定基準にかかわらず測定頻度などを増加するものとする。
- (5) 出来形測定及び試験等の測定値が著しく偏向したり、バラツキが大きい場合は、その原因を追求かつ是正し、常に所要の品質規格が得られるように努めるものとする。

5 検査（完成・出来形・中間）時の提出内容

受注者は、完成検査、出来形検査、中間検査時に、この管理基準に定められた施工管理の結果を提出するものとする。

6 その他

- (1) 規格値の上下限を超えた場合は原則「手直し」を行うものとする。ただし、上限を超えても構造及び機能上、支障ない場合はこの限りでない。
- (2) 施工管理の記録は、電子納品対象物である。
- (3) 施工管理に要する費用は、受注者の負担とする。

第5 用語の定義

管理基準値（参考）……管理基準値（参考）は、「規格値」の範囲内に収まるよう、施工管理の「目安」として示したものである。受注者は社内の管理基準値により管理しなければならない。

規 格 値……規格値は、設計値と出来形測定値、試験値との差の限界値であり、測定・試験値は全て規格値の範囲内にななければならない。